

## 鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等の訂正表

令和元年7月23日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関し、以下のとおり訂正します。

なお、令和元年7月23日付で公表している入札説明書等には訂正が反映されていないので、必ずこの訂正表を参照してください。

また、下記の訂正については、この訂正表に含まれておりません。

- ① 鳥取県立美術館整備運営事業 業務要求水準書「Ⅱ. 4. (10) 保険」
- ② 鳥取県立美術館整備運営事業 事業契約書(案)「別紙1 定義集」
- ③ 鳥取県立美術館整備運営事業 事業契約書(案)「別紙4 業績監視要領」
- ④ 鳥取県立美術館整備運営事業 事業契約書(案)「別紙5 事業者が付保する保険等」
- ⑤ 鳥取県立美術館整備運営事業 業務要求水準書 別添資料1 「各室諸元表」
- ⑥ 鳥取県立美術館整備運営事業 業務要求水準書 別添資料17 「什器備品及び映像音響機器リスト」
- ⑦ 鳥取県立美術館整備運営事業 提案記載要領・様式集 「様式6-1」
- ⑧ 鳥取県立美術館整備運営事業 提案記載要領・様式集 「様式6-A-3別添①、様式6-A-3別添③」

①、④については、訂正表とあわせて公表する令和元年8月21日付の「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に対する質問への回答 別紙」をご確認下さい。それ以外については、訂正表と合わせて公表する各資料の訂正版をご確認下さい。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
入札説明書	4	I 4 (4) i エ (エ)	<u>(エ) その他運営に関する業務</u>	(削除)
入札説明書	14	II 4 (10) ア	ア 開催期間 第1回 令和元年9月上旬 第2回 令和元年10月上旬 <u>※入札参加者からは、2回とも同一の者が出席すること。</u>	ア 開催期間 第1回 令和元年9月上旬 第2回 令和元年10月上旬 <u>※入札参加者からは、事前に登録した者のみ出席を可能とする。</u>
入札説明書	14	II 4 (11)	入札参加者の代表企業は、様式集に記載する「入札時の提出書類」(様式6-1から様式6-E-2まで、図面6-B-8から図面6-B-15まで、及び別添様式①から④まで)を①~③のとおり提出しなければならない。入札書の受付は、下記により行うこととする。	入札参加者の代表企業は、様式集に記載する「入札時の提出書類」(様式6-1から様式6-E-2まで、図面6-B-8から図面6-B-15まで、及び別添様式①から④まで)を(ア)、(イ)、(ウ)のとおり提出しなければならない。入札書の受付は、下記により行うこととする。

業務要求水準書	12	Ⅱ. 4. (4) ③ オ	<p>オ. アニュアル・レポート</p> <p><u>エで取りまとめた内容について、事業者が実施した業務に加え、県が実施した業務とともに美術館全体の活動を対外的に示し、よりよい美術館運営に資する外部意見を得るため、本事業のアンニュアル・レポートとして作成し、公表すること。</u></p>	<p>オ. アニュアル・レポート</p> <p><u>美術館全体の活動を対外的に示し、よりよい美術館運営に資する外部意見を得るため、本事業のアンニュアル・レポートとして作成し、公表すること。</u></p>
業務要求水準書	12	Ⅱ. 4. (4) ④	<p>④ 経営戦略会議（仮称）への参画</p> <p>「(5)③」で定める事業者の統括マネージャーは、常設展、企画展の開催及び美術館運営に関して協議を行う経営戦略会議（仮称）に参画し、県と一体となった美術館運営を行うこと。</p> <p><u>なお、現時点では、経営戦略会議（仮称）は、美術館内部での県、事業者相互の協議・意思疎通を目的とする会議を想定している。</u></p>	<p>④ 経営戦略会議（仮称）への参画</p> <p>「(5)③」で定める事業者の統括マネージャーは、常設展、企画展の開催及び美術館運営に関して協議を行う経営戦略会議（仮称）に参画し、県と一体となった美術館運営を行うこと。</p> <p><u>なお、経営戦略会議（仮称）は、美術館内部での県、事業者相互の協議・意思疎通を目的とする会議を想定している。</u></p>
業務要求水準書	39	Ⅲ. 5. (3) ① (1)	<p>・(1)機材の規格については、「<u>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）</u>」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。</p>	<p>・(1)機材の規格については、「<u>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）</u>」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。</p>
業務要求水準書	53	Ⅲ. 6. (1)	<p>(1) 基本的事項</p> <p>・「要求水準書及び事業提案書のとおり施設を完成させること」を実現するためには、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分担を適切に行うとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行わなければならない。特に施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理しなければならない。</p> <p>・事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託あるいは請け負わせる業務に関して、施設整備をよ</p>	<p>(1) 基本的事項</p> <p>・「要求水準書及び事業提案書のとおり施設を完成させること」を実現するためには、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分担を適切に行うとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行わなければならない。特に施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理しなければならない。</p> <p>・事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託あるいは請け負わせる業務に関して、施設整備をよ</p>

			<p>り適切に実施するために、その業務内容に応じて業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、<u>総括代理人に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行わせるものとする。</u></li> <li>事業者は、各業務を行うにあたり、関係各機関や近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応し、地域に配慮した施設整備を実現する。</li> </ul>	<p>り適切に実施するために、その業務内容に応じて業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、<u>総括責任者に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行わせるものとする。</u></li> <li>事業者は、各業務を行うにあたり、関係各機関や近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応し、地域に配慮した施設整備を実現する。</li> </ul>
業務要求水準書	64	IV. 2. (1) ②	<p>② 開館準備業務に係る実施体制</p> <p>県と事前に協議した上で、県と合意した日までに開館準備業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員の名簿を<u>業務開始までに県に提出すること。</u></p>	<p>② 開館準備業務に係る実施体制</p> <p>県と事前に協議した上で、県と合意した日までに開館準備業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員の名簿を<u>事業契約締結日以降できる限り速やかに県に提出すること。</u></p>
業務要求水準書	72	V. 4. (1) ① a.	<p>a. 業務計画書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、次に示す業務計画書及び業務マニュアルを作成すること。事前に県と協議を行った上で県の承認を得ること。また、各計画書を変更する場合には、事前に県と協議を行うこと。</li> <li>業務開始前：維持管理業務計画書、維持管理業務に係る実施体制、維持管理業務マニュアル（業務開始の6ヶ月前までに提出）</li> <li>業務開始後：維持管理業務年間計画書（各年度初日から2ヶ月までに提出）</li> </ul> <p>なお、維持管理業務マニュアルは、後述するIPMマニュアルも含むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の業務計画書及び業務マニュアルの作成に当たっ</li> </ul>	<p>a. 業務計画書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、次に示す業務計画書及び業務マニュアルを作成すること。事前に県と協議を行った上で県の承認を得ること。また、各計画書を変更する場合には、事前に県と協議を行うこと。</li> <li>業務開始前：維持管理業務計画書、維持管理業務に係る実施体制、維持管理業務マニュアル（業務開始の6ヶ月前までに提出）</li> <li>業務開始後：維持管理業務年間計画書（各年度初日から2ヶ月前までに提出）</li> </ul> <p>なお、維持管理業務マニュアルは、後述するIPMマニュアルも含むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の業務計画書及び業務マニュアルの作成に当たっ</li> </ul>

			ては、関係法令及び本要求水準書並びに設計図書に定める事項を遵守すること。	ては、関係法令及び本要求水準書並びに設計図書に定める事項を遵守すること。
業務要求水準書	84	V. 4. (4) ①	・事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を <u>下図</u> の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。	・事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を <u>上図</u> の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。
業務要求水準書	95	VI. 2. (1) ②	② 運営業務に係る実施体制 県と事前に協議した上で、県と合意した日までに運営業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員（出向者を含む）の名簿を <u>業務開始までに県に提出すること。</u>	② 運営業務に係る実施体制 県と事前に協議した上で、県と合意した日までに運営業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員（出向者を含む）の名簿を <u>業務開始日の6ヶ月前までに県に提出すること。</u>
業務要求水準書	120	VI. 3. (2). ③ f. ア.	7. 常設展・県主体企画展  <u>【要求水準】</u> 必要に応じ、常設展・企画展（SPC主体除く）運営に係る後援名義等を獲得 後援先検討・調整><<協議（経営戦略会議）>>>依頼・申請>【許諾】>（展覧会実施）>報告  <u>【要求水準】</u> 県が主体となる常設展・企画展の後援名義等について、経営戦略会議（仮称）にSPCから統括マネージャーが参画し、県と協議すること。	7. 常設展・県主体企画展  <u>【業務内容】</u> 必要に応じ、常設展・企画展（SPC主体除く）運営に係る後援名義等を獲得 後援先検討・調整><<協議（経営戦略会議）>>>依頼・申請>【許諾】>（展覧会実施）>報告  <u>【要求水準】</u> 県が主体となる常設展・企画展の後援名義等について、経営戦略会議（仮称）にSPCから統括マネージャーが参画し、県と協議すること。
業務要求水準書	123	VI. 3. (4) ①	① 連携 a. 地域・コミュニティ連携 <u>【業務内容】</u> 地域・コミュニティ等との連携した美術館活動	① <u>デジタルアーカイブビューイング</u>  <u>【業務内容】</u> <u>デジタルアーカイブ化した各館の主要作品画像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開</u>

		<p>連携先・方法の調査＞事業計画作成＞打診＞内容協議＞協定書作成＞締結＞連携事業実施＞報告書作成＞年報掲載</p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的に豊かな地域づくりを進めるため、県内の文化芸術団体、県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会（官民58団体（平成31年3月現在）で構成）等の芸術及びまちづくり関係団体、NPO等とさまざまな連携を図り、美術館活動を行うこと。</li> <li>・ 美術館が有する人的、財的、機能的資源を県民や地域団体の活動に提供するとともに、美術館に無い資源を県民・地域から提供していただき、県民とともに育てる美術館を実現すること。</li> </ul> <p>b. 企業連携</p> <p><b>【業務内容】</b> 企業等と連携した美術館活動</p> <p>連携先・方法の調査＞事業計画作成＞打診＞内容協議＞協定書作成＞締結＞実施＞報告書作成＞年報掲載</p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的に豊かな地域づくりを進めるため、企業等と連携を図り美術館活動を行うこと。</li> </ul>	<p><u>鳥取県ミュージアムネットワーク（TMN）を通じて、県立美術館を拠点に、美術系文化施設との協力連携による収蔵品データベースの構築等</u></p> <p>○データベース登録更新作業 <u>TMN美術系各館所蔵作品画像（美術ラーニングセンターで行う児童作品の画像を含む）デジタルデータベース登録化計画作成＞更新画像等選定収集＞更新作業＞公開</u></p> <p>○システムの保守管理 <u>システム導入メーカーとの調整＞メーカーによる保守管理＞支払</u></p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県による直営部分（SPCはホームページ等を含むシステム管理を実施）」</u></li> </ul> <p>② 連携</p> <p>a. 地域・コミュニティ連携</p> <p><b>【業務内容】</b> 地域・コミュニティ等との連携した美術館活動</p> <p>連携先・方法の調査＞事業計画作成＞打診＞内容協議＞協定書作成＞締結＞連携事業実施＞報告書作成＞年報掲載</p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的に豊かな地域づくりを進めるため、県内の文化芸術団体、県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会（官民58団体（平成31年3月現在）で構成）等の芸術及びまちづくり関係団体、NPO等とさまざまな連携を図り、美術</li> </ul>
--	--	--	---

				<p>館活動を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術館が有する人的、財的、機能的資源を県民や地域団体の活動に提供するとともに、美術館に無い資源を県民・地域から提供していただき、県民とともに育てる美術館を実現すること。</li> </ul> <p>b. 企業連携</p> <p><b>【業務内容】</b> 企業等と連携した美術館活動</p> <p>連携先・方法の調査＞事業計画作成＞打診＞内容協議＞協定書作成＞締結＞実施＞報告書作成＞年報掲載</p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的に豊かな地域づくりを進めるため、企業等と連携を図り美術館活動を行うこと。</li> </ul>
業務要求水準書	129	VI 3. (5) ⑤ c.	<p>c. 駐車場、バス停運用</p> <p><b>【業務内容】</b> 駐車場及びバス停留所の営業者管理</p> <p>○<u>駐車場の運用</u> <u>駐車場運営事業者の誘致＞誘致事業者の選定＞年次営業計画の確認＞業務日報の作成＞日別・月別売上報告の受領＞出店料の受領＞利用者によるアンケート結果等の定例会議での報告＞年次報告の作成</u></p> <p>○<u>バス停の運用</u> <b>【県とバス事業者等との協議による停留所の設置】</b>＞<u>イベント実施時の臨時乗り入れ、迂回計画の確認と周知</u></p> <p>○<u>事故発生時</u></p>	<p>c. 駐車場、バス停運用</p> <p><b>【業務内容】</b> 駐車場及びバス停留所の営業者管理</p> <p>○<u>バス停の運用</u> <b>【県とバス事業者等との協議による停留所の設置】</b>＞<u>イベント実施時の臨時乗り入れ、迂回計画の確認と周知</u></p> <p>○<u>事故発生時</u> <u>事故現場への急行＞警察・救急・消防・近隣医療機関への通報＞事故報告書の作成</u></p> <p><b>【要求水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場利用の安全を確保すること。</li> </ul>

			<p><u>事故現場への急行&gt;警察・救急・消防・近隣医療機関への通報&gt;事故報告書の作成</u></p> <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場利用の安全を確保すること。</li> </ul>	
業務要求水準書	142	VI. 4.	<p><u>4. その他運営に関する業務</u></p> <p><u>(1) 任意事業</u></p> <p><u>① 自主事業</u></p> <p><u>事業者は、自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業である自主事業を行うにあたっては、対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とすること。また、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案し、実施すること。なお、自主事業のうち、行政財産を使用するものについては、県の許可を得て実施すること。</u></p> <p><u>② 民間提案事業（附帯事業）</u></p> <p><u>事業者は、自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業である民間提案事業（附帯事業）を行うにあたっては、対象施設及び対象施設用地又は対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において実施すること。なお、民間提案事業（附帯事業）のうち、行政財産を使用するものについては、県の許可を得て実施すること。</u></p>	(削除)
提案記載要領・様式集	8	第2 1 (3)	「第1 6 入札書及び提案書の提出時」に定める様式については、提案書とともに CD-R に各提出書類の電子データを保存して1部提出すること。 <u>電子データのファイル形</u>	「第1 6 入札書及び提案書の提出時」に定める様式については、提案書とともに CD-R に各提出書類の電子データを保存して1部提出すること。 <u>電子データのファイル形</u>

			式等は Microsoft 社製 Word 又は Excel (バージョン 2013 以降) で作成するとともに、全ての様式について PDF 形式でも作成すること。	式等は Microsoft 社製 Word、Excel 又は PowerPoint (バージョン 2013 以降) で作成するとともに、全ての様式について PDF 形式でも作成すること。
提案記載要領・様式集	16	第 3 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 1 6 入札書及び提案書の提出時」に定める様式を A 3 版のフラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札書及び提案書類」と書き、正本 1 部、副本 15 部及び電子データを保存した CD-R 1 部を提出すること。</li> <li>・<u>提案書等の副本は、特定の企業名及び企業を類推できる記載 (ロゴマークの使用など) はマスキング (黒塗り) して提出すること。</u></li> <li>・「事業収支計画 (6-A-3 別添①)」の電子データは、計算式が分かるようにして提出すること。</li> <li>・提出書類のうち、落札者が入札時に提出した提案書概要版については、審査講評公表時に県がホームページに掲載することを予定している。そのため、公表されることを前提として作成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 1 6 入札書及び提案書の提出時」に定める様式を A 3 版のフラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札書及び提案書類」と書き、正本 1 部、副本 15 部及び電子データを保存した CD-R 1 部を提出すること。</li> <li>・<u>提案書等の副本は、特定の企業名及び企業を類推できる記載 (ロゴマークの使用など) はマスキング (黒塗り) して提出すること。正本は、企業名が判断できるよう様式任意の対応表を合わせて添付すること。</u></li> <li>・「事業収支計画 (6-A-3 別添①)」の電子データは、計算式が分かるようにして提出すること。</li> <li>・提出書類のうち、落札者が入札時に提出した提案書概要版については、審査講評公表時に県がホームページに掲載することを予定している。そのため、公表されることを前提として作成すること。</li> </ul>
基本協定書 (案)	1	第 3 条第 2 項	2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、 <u>における鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会 (美術館整備運営事業) 及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合を除く。</u>	2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、 <u>鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会 (美術館整備運営事業) 及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合を除く。</u>
基本協定書 (案)	3	第 9 条見出し及び第 1 項	<u>(構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任)</u> 第 9 条 代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第 2 項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させる義務を負う。	<u>(代表企業の役割)</u> 第 9 条 代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第 2 項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させるよう努めるものとする。

基本協定書（案）	3	第9条第2項、第3項、第4項	<p><u>2 構成員及び協力企業は、前条第2項に基づき各構成員及び各協力企業が受託し又は請け負った業務の範囲内で、特別目的会社が甲に対して負担する債務につき、特別目的会社と連帯して当該債務を負担する。</u></p> <p><u>3 設計企業（前条第1項に基づき設計に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき甲に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負う。工事監理企業（前条第1項に基づき工事監理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）、建設企業（前条第1項に基づき建設に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）、開館準備企業（前条第1項に基づき開館準備に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）、維持管理企業（前条第1項に基づき維持管理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）運営企業（前条第1項に基づき運営に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。）及びがそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。</u></p> <p><u>4 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他の合意において、別途、構成員及び協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</u></p>	(削除)
基本協定書（案）	4	第10条第6項第1号、第4号	<p>6 乙のいずれかが、事業契約の締結までに、次の各号の一に該当したときは、甲は事業契約に係る仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。</p> <p><u>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第</u></p>	<p>6 乙のいずれかが、事業契約の締結までに、次の各号の一に該当したときは、甲は事業契約に係る仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。</p> <p><u>(1) 本事業の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会</u></p>

			<p>1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p><u>(4) 乙のいずれかの役員又は代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。</u></p>	<p>が、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p><u>(4) 本事業に関し、乙のいずれかの役員又は代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。</u></p>
基本協定書（案）	4	第10条第12号、第13号	<p><u>(12) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>(13) 第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。</u></p>	<p><u>(12) 甲の責めに帰すべき事由（甲の議会の議決が得られなかった場合を含む。）により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、乙及び特別目的会社に対し、乙及び特別目的会社に生じた損害を賠償する。</u></p> <p><u>(13) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>(14) 第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。</u></p>
基本協定書（案）	8	別紙1 第7項、第8項	<p><u>7 当社らは、事業契約上の鳥取県と特別目的会社の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、特別目的会社について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。</u></p> <p><u>8 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、鳥取県の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。</u></p>	<p><u>7 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について本協定第12条に基づく守秘義務を負い、鳥取県の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。</u></p>

事業契約書（案）	目次	第 57 条	第 57 条（ <u>地位の譲渡等の禁止</u> ）	第 57 条（ <u>指定管理者の地位・業務に関する権利・義務の譲渡等の禁止</u> ）
事業契約書（案）	目次	第 78 条	第 78 条（ <u>維持管理及び運営業務の承継</u> ）	第 78 条（ <u>維持管理業務及び運営業務</u> ）
事業契約書（案）	目次	第 11 章	第 11 章 <u>不可抗力</u>	第 11 章 <u>不可抗力等</u>
事業契約書（案）	2	第 6 条第 1 項	提案書類において、業務要求水準書等を満たしていない部分（以下、「未充足部分」という。）が判明した場合、事業者は自己の責任及び費用負担で本事業の遂行に悪影響が生じないように <u>必要な措置を講じ、提案書類を訂正しなければならない。</u> なお、事業者は、 <u>本件落札者が本事業の実施主体として選定されたことは、県により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。</u>	「提案書類において、業務要求水準書等を満たしていない部分（以下、「未充足部分」という。）が判明した場合、事業者は自己の責任及び費用負担で本事業の遂行に悪影響が生じないように <u>必要な措置を講じなければならない。</u> なお、事業者は、 <u>落札者が本事業の実施主体として選定されたことは、県により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。</u> 」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
事業契約書（案）	3	第 11 条第 1 項 柱書	事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、 <u>県を被保険者とした場合は、</u> 直ちにその保険証券を県に提出しなければならず、また、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を <u>被保険債権</u> とする質権を県のために設定しなければならない。	事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、 <u>県を被保険者としたときは、</u> 直ちにその保険証券を県に提出しなければならず、また、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を <u>被担保債権</u> とする質権を県のために設定しなければならない。 <u>また、事業者は、本施設の維持管理及び運営の履行を保証するため、本施設の引渡し以降、事業期間終了時までの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は開館準備企業、維持管理企業若しくは運営企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せし</u>

				めた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならず、また、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。
事業契約書（案）	3	第 11 条第 2 項	2 前項に定める保証の金額は、 <u>契約金額の 100 分の 10 に相当する金額とする。</u>	2 前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、 <u>本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する金額とする。</u> また、前項に定める保証の金額が、 <u>本施設の維持管理及び運営の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する金額とする。</u>
事業契約書（案）	5	第 15 条第 3 項	3 県が <u>モニタリング</u> の実施及びその他本契約に基づき事業者の業務を確認し、又は承認を与えたことのみをもって、事業者の本事業の実施の結果について責任を負担するものと解してはならない。	3 県が <u>業績監視</u> の実施及びその他本契約に基づき事業者の業務を確認し、又は承認を与えたことのみをもって、事業者の本事業の実施の結果について責任を負担するものと解してはならない
事業契約書（案）	8	第 22 条第 4 項	4 県は、第 2 項に示す基本設計に係る設計図書の提出を受けた場合において、 <u>当該図書</u> の内容が本契約等に適合しないことを認めるとき、又は当該図書の記載によっては本契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に通知しなければならない。	4 県は、第 2 項に示す基本設計に係る設計図書の提出を受けた場合において、 <u>当該図書</u> の内容が本契約等に適合しないことを認めるとき、又は当該図書の記載によっては本契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に通知しなければならない
事業契約書（案）	11	第 27 条第 1 項	事業者は、 <u>建設業務の全部又はその主たる部分</u> 、建設企業以外の第三者に請け負わせること又は委任することはできない。	事業者は、 <u>建設業務の全部又はその主たる部分を</u> 、建設企業以外の第三者に請け負わせること又は委任することはできない。
事業契約書（案）	12	第 30 条第 5 項	5 事業者は、 <u>近隣対策の結果、事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。ただし、ただし、本件工事に係る電波障害対策費(通常予見可能となるものに限る。)</u> 及び電	5 事業者は、 <u>近隣対策の結果、事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。ただし、本件工事に係る電波障害対策費及び電波障害対策に係る工事損害補償については、県がこれを負担する。</u>

			<u>波障害対策(通常予見可能となるものに限る。)に係る工事損害補償については、県がこれを負担する。</u>	
事業契約書(案)	16	第39条第1項	<p>本件工事の施工について第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたもの並びに<u>本件工事に係る電波障害(通常予見されるものに限る。)</u>により生じたもの及び本件工事に係る電波障害(通常予見されるものに限る。)に係る工事損害に係る賠償額については、<u>県がこれを負担する。</u></p>	<p>本件工事の施工について第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたもの並びに<u>本件工事に係る電波障害により生じたもの及び本件工事に係る電波障害に係る工事損害に係る賠償額</u>については、<u>県がこれを負担する。</u></p>
事業契約書(案)	17	第42条	<p>県は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、県が本施設の引渡しを受けた日から2年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者若しくは建設企業が当該瑕疵があることを知っている場合又は当該瑕疵が事業者若しくは建設企業等の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年間とする。</p> <p>2 県は、各施設が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内に、県がその滅失又は毀損を知った日から1年以内に前項の権利を行使しなければならない。</p> <p>3 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入れさせるものとする。</p>	<p>本施設に瑕疵があるときは、県は、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、県は修補を請求することができない。</p> <p>2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第41条に基づき本施設の最終の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者若しくは建設企業の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。</p> <p>3 県は、各施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内に、県がその滅失又は毀損を知った日から1年以内に前項の権利を行使しなければならない。</p> <p>4 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入れさせるものとする。</p>

事業契約書（案）	18	第 47 条	事業者の責めに帰すべき事由により、前条第 4 項に規定する維持管理開始確認書又は運営開始確認書の交付が第 4 条に示す事業日程より遅延した場合、事業者は、 <u>遅延した日数に応じ、サービス対価を元本として会計規則第 120 条の規定により計算した額の違約金を県に支払う。</u>	事業者の責めに帰すべき事由により、前条第 4 項に規定する維持管理開始確認書又は運営開始確認書の交付が第 4 条に示す事業日程より遅延した場合、事業者は、 <u>会計規則第 120 条の規定により、遅延した日数に応じて違約金を県に支払う。</u>
事業契約書（案）	19	第 52 条第 1 項	事業者は、設計・建設業務、維持管理及び運営業務等の執行について、県又は第三者に損害を与えたときは、 <u>その損害を賠償しなければならない。</u>	事業者は、設計・建設業務並びに維持管理及び運営業務等の執行について、県又は第三者に損害を与えたときは、 <u>その損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたものを賠償しなければならない。</u>
事業契約書（案）	19	第 53 条第 1 項	事業者は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙 5 に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。	事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙 5 に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない
事業契約書（案）	20	第 57 条見出し及び本文	(地位の譲渡等の禁止) 第 57 条 事業者は、業務に関して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、県の事前の承認を得た場合はこの限りではない。	(指定管理者の地位・業務に関する権利・義務の譲渡等の禁止) 第 57 条 事業者は、 <u>指定管理者の地位又は業務に関して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、県の事前の承認を得た場合はこの限りではない。</u>
事業契約書（案）	26	第 72 条	本施設で所蔵する美術品(第三者からの寄託品を含む。)について、その破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により県が被った損害については、県がこれを負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等が <u>本施設内</u> で発生した場合において、その原因が事業者の故意又は過失によるものであるときは、事業者は、県に対し、その責任割合に応じて、当該損害の全部又は一部を賠償する。この場合、県は、事業者の賠償すべき損害の額をサービス対価から控除することができる。	本施設で所蔵する美術品(第三者からの寄託品を含む。)について、その破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により県が被った損害については、県がこれを負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等が <u>本施設外</u> で発生した場合において、その原因が事業者の故意又は過失によるものであるときは、事業者は、県に対し、その責任割合に応じて、当該損害の全部又は一部を賠償する。この場合、県は、事業者の賠償すべき損害の額をサービス対価から控除することができる。

			<p>2 本施設で行う企画展覧会等で展示するために第三者が所有する美術品を借用する場合、当該美術品の破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により県が被った損害については、県がこれを負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等が<u>本施設内</u>で発生した場合において、その原因が事業者の故意又は過失によるものである場合、事業者は、その責任割合に応じて、当該損害の全部又は一部を負担する。</p>	<p>2 本施設で行う企画展覧会等で展示するために第三者が所有する美術品を借用する場合、当該美術品の破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により県が被った損害については、県がこれを負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等が<u>本施設外</u>で発生した場合において、その原因が事業者の故意又は過失によるものである場合、事業者は、その責任割合に応じて、当該損害の全部又は一部を負担する。</p>
事業契約書（案）	27	第 75 条第 3 項	<p>3 <u>第 15 条</u>の業務報告書又は第 60 条の評価票に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、当該虚偽記載がなければ県が前項の規定によりサービス対価を減額することができた額について、県に返還しなければならない。</p>	<p>3 <u>第 14 条</u>の業務報告書又は第 60 条の評価票に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、当該虚偽記載がなければ県が前項の規定によりサービス対価を減額することができた額について、県に返還しなければならない。</p>
事業契約書（案）	27	第 78 条 見出し	<p><u>(維持管理及び運營業務の承継)</u></p>	<p><u>(維持管理業務及び運營業務)</u></p>
事業契約書（案）	28	第 80 条第 1 項第 2 号	<p>(2) 事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、<u>重大な法令の違反(基本協定書第 8 条第 6 項に規定するものを含む。)</u>をしたとき。</p>	<p>(2) 事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、<u>重大な法令の違反(基本協定書第 10 条第 6 項に規定するものを含む。)</u>をしたとき。</p>
事業契約書（案）	28	第 80 条第 1 項第 3 号	<p>(3) 事業者がこの契約上の義務の履行に<u>重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等</u>の違反をしたとき。</p>	<p>(3) 事業者がこの契約上の義務の履行に<u>重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令</u>の違反をしたとき</p>
事業契約書（案）	28	第 80 条第 1 項第 6 号	<p>(6) <u>第 104 条の秘密保持義務又は第 105 条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。</u></p>	<p>(6) <u>事業者が負うべき第 104 条の秘密保持義務又は第 105 条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。</u></p>
事業契約書（案）	31	第 86 条第 2 項	<p>2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、<u>第 89 条又は第 89 条</u>の規定に従う。</p>	<p>2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、<u>第 89 条又は第 90 条</u>の規定に従う。</p>
事業契約書（案）	33	第 91 条第 4 項	<p>4 県は、第 1 項の違約金又は第 2 項の損害賠償が支払われないときは、<u>前二条により県が事業者に支払うべき金額</u></p>	<p>4 県は、第 1 項の違約金又は第 2 項の損害賠償が支払われないときは、<u>前二条により県が事業者に支払うべき金</u></p>

			に係る債権と当該違約金又は <u>阻害賠償</u> に係る債権とを対等額で相殺できるものとする。	額に係る債権と当該違約金又は <u>損害賠償</u> に係る債権とを対等額で相殺できるものとする。
事業契約書（案）	35	第 11 章見出し	第 11 章 <u>不可抗力</u>	第 11 章 <u>不可抗力等</u>
事業契約書（案）	35	第 95 条第 1 項第 1 号、第 2 号	<p>（1）本契約締結から本施設の第 41 条第 1 項に基づく引渡しまでの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が同期間中の累計で、<u>サービス対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。</u>ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p> <p>（2）本施設の第 41 条第 1 項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、<u>当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価（引渡し後初年度の場合は、本施設の供用開始後 2 年度目の維持管理及び運営業務の対価の合計）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。</u>ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>	<p>（1）本契約締結から本施設の第 41 条第 1 項に基づく引渡しまでの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が同期間中の累計で、<u>本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。</u>ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p> <p>（2）本施設の第 41 条第 1 項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、<u>本事業のサービス対価のうち当該不可抗力が発生した事業年度の前年度の開館準備業務に係る金額、維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額（引渡し後初年度の場合は、本事業のサービス対価のうち本施設の供用開始後 2 年度目の維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額の合計）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。</u>ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>

事業契約書（案）	36	第 96 条	<p><u>第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、第 91 条、第 93 条及び第 95 条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2 前項に基づき事業者が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、事業者が過失なくして当該第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、事業者は、本施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由(以下、「本施設の損害の状況等」という。)を県に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 県は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、本施設の損害の状況等を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 事業者は、前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた各施設を本契約等に適合させるために要する費用(維持管理業務に含まれる措置に係る部分、第三者から損害賠償を受けた部分、第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分及び任意事業に係る部分を除く。)の負担を県に請求することができる。ただし、本施設の損害が利用者によって生じたものであるとき、又は第三者による本施設への損害が事業者の善管注意義務若しくは管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を事業者が負担するものとする。</u></p> <p><u>5 県は、前項の規定により事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額(当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。)を負担しなければならない。</u></p> <p><u>6 第 1 項に基づき県が第三者に対する損害賠償の請求を行う場合において、県が請求するときは、事業者は、県の</u></p>	<p><u>事業者は、本施設の完成引渡日以降、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合、直ちにその状況を県に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 県は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに本施設の調査を行い、本施設の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、前項の規定により本施設の損害の状況が確認されたときは、当該損害を補修し、本施設を本契約等に適合させるために要する費用(維持管理業務に含まれる措置に係る部分、第三者から損害賠償を受けた部分、第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分及び任意事業に係る部分を除く。)の負担を県に請求することができる。ただし、当該損害が利用者によって生じたものであるとき、又は当該損害の発生が事業者の善管注意義務若しくは管理義務の違反により生じたものであるときは、当該費用を事業者が負担するものとする。</u></p> <p><u>4 県は、前項の規定により事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額(当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。)を負担しなければならない。</u></p>
----------	----	--------	--	---

			請求に従い、各施設の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を県に通知しなければならない。																																																							
事業契約書（案）	38	第 103 条	県又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、会計規則第 120 条の規定により計算した【】額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。	県又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、会計規則第 120 条の規定により計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。																																																						
事業契約書（案）	47	別紙 3 1.	<table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>内訳</td> <td>構成される費用の内容</td> </tr> <tr> <td>設計・建設の対価</td> <td>一括払い</td> <td>・事前調査業務及びその関連業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分</td> <td>・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・工事監理業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・備品等調達・設置業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・補助金等申請補助業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・建中金利</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※サービス施設の内装費用も上記に含まれる。</td> </tr> </table>	項目	内訳	構成される費用の内容	設計・建設の対価	一括払い	・事前調査業務及びその関連業務に要する費用		分	・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用			・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用			・工事監理業務に要する費用			・備品等調達・設置業務に要する費用			・補助金等申請補助業務に要する費用			・建中金利			※サービス施設の内装費用も上記に含まれる。	<table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>内訳</td> <td>構成される費用の内容</td> </tr> <tr> <td>設計・建設の対価</td> <td>一括払い</td> <td>・事前調査業務及びその関連業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分</td> <td>・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・工事監理業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・仕器・備品等調達・設置業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・補助金等申請補助業務に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・建中金利</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※サービスエリアの内装費用も上記に含まれる。</td> </tr> </table>	項目	内訳	構成される費用の内容	設計・建設の対価	一括払い	・事前調査業務及びその関連業務に要する費用		分	・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用			・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用			・工事監理業務に要する費用			・仕器・備品等調達・設置業務に要する費用			・補助金等申請補助業務に要する費用			・建中金利			※サービスエリアの内装費用も上記に含まれる。
項目	内訳	構成される費用の内容																																																								
設計・建設の対価	一括払い	・事前調査業務及びその関連業務に要する費用																																																								
	分	・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用																																																								
		・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用																																																								
		・工事監理業務に要する費用																																																								
		・備品等調達・設置業務に要する費用																																																								
		・補助金等申請補助業務に要する費用																																																								
		・建中金利																																																								
		※サービス施設の内装費用も上記に含まれる。																																																								
項目	内訳	構成される費用の内容																																																								
設計・建設の対価	一括払い	・事前調査業務及びその関連業務に要する費用																																																								
	分	・設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に要する費用																																																								
		・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に要する費用																																																								
		・工事監理業務に要する費用																																																								
		・仕器・備品等調達・設置業務に要する費用																																																								
		・補助金等申請補助業務に要する費用																																																								
		・建中金利																																																								
		※サービスエリアの内装費用も上記に含まれる。																																																								
事業契約書（案）	50	別紙 3 2 (3) ② ウ	ㄷ 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入	ㄷ 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入																																																						
事業契約書（案）	50	別紙 3 3. (2)	事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙 5 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後 10 日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額	事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙 5 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後 10 日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額																																																						

			<p>を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第 1 回の支払は令和 2 年 4～6 月分とし、以降、1 月～3 月分、4 月～6 月分、7 月～9 月分、10 月～12 月と 3 か月ごと、事業期間中全 80 回払いとする。</p> <p>なお、光熱水費及び燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者に支払う対価は、当初 3 年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。</p> <p><u>また、開館（供用開始）初年度以降の当初 3 年間については、実績を基に算出された対価を、県が事業者に支払う。</u></p>	<p>を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第 1 回の支払は令和 2 年 4～6 月分とし、以降、1 月～3 月分、4 月～6 月分、7 月～9 月分、10 月～12 月と 3 か月ごと、事業期間中全 80 回払いとする。</p> <p>なお、光熱水費及び燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者に支払う対価は、当初 3 年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。</p> <p><u>また、開館後 3 事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者に支払う。</u></p>
事業契約書（案）	53	別紙 3 4. (4)	<p>県は、本事業の実施に関する各業務等の<u>モニタリング</u>を行い、施設整備業務、開業準備業務及び維持管理及び運営業務等の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。詳細については、「別紙 4 業績監視要領」を参照すること。</p>	<p>県は、本事業の実施に関する各業務等の<u>業績監視</u>を行い、施設整備業務、開業準備業務及び維持管理及び運営業務等の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。詳細については、「別紙 4 業績監視要領」を参照すること。</p>